

吉賀町通学路安全推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、「吉賀町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、関係機関が相互に連携・協働して、通学路の安全確保に向けた取組を推進することを目的とする。

(取組)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

- (1) 通学路の安全確保の取組に関する協議
- (2) 通学路の安全確保に関する情報及び意見交換
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、次の者を構成員とする。

- (1) 吉賀町教育委員会教育次長
- (2) 吉賀町総務課長
- (3) 津和野警察署交通課長
- (4) 島根県津和野土木事業所維持課長
- (5) 吉賀町建設水道課長
- (6) 小学校及び中学校代表
- (7) P T A代表

(役員)

第5条 推進会議には、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、吉賀町教育委員会教育次長を充てる
- 3 副会長は、吉賀町総務課長を充てる。
- 4 会長は、推進会議の会務を処理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

(推進会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、吉賀町教育委員会に置く。

附 則

この規約は、平成26年4月28日から施行する。